

別記様式第3号(第4条関係)

共同事業体協定書(例)

(目的)

第1条 当共同事業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 長門市発注に係る〇〇業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下単に「業務」という。)

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同事業体は、〇〇共同事業体(以下「事業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後〇箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) 〇の部分には、たとえば3と記入する。

2 業務を受託することができなかつたときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに事業委託料(概算払金、前払金及び部分代金を含む。)の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

2 運営委員会は、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請事業の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定する。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、業務の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、運帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当事業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第13条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

(構成員の除名)

第14条 当事業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第13条第2項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印